

Ⅳ 教職員の定数

1. 定 数

現在、学級編制については、1学級40人を標準としています。但し、県教委ごとに特に必要があると認めた場合は、40人未満の少人数学級編制も可能です。

定数法における「生徒収容定員」数は、実際に在籍している生徒数ではなく入学定員をさしていますから、生徒収容定員の40人を、これまでの1学級と換算して考えることができます。

標準定数は、原則として定数法第9条～第21条によって算定された数の合計となり、さらに、定数法施行令による加算(**政令加算**)が加えられます。

2. 高等学校の定数算定

(1) 校長・教頭

校 長	教 頭
学校数×1	全日制課程 定時制課程 生徒収容定員201人以上 課程数×1 複数配置基準 大学科複数設置課程 生徒収容定員 681人以上 大学科複数設置課程以外 生徒収容定員 921人以上 通信制課程 課程数×1

(2) 教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師)

① 定数法に基づく標準定数(定数法第9条)

全 日 制

	生徒収容定員	算 定 基 準	計
1	40人以下	生徒数÷8	
	41人～ 80人	生徒数÷11.4	
	81人～ 120人	生徒数÷15	

1	121人～ 240人		生徒数÷16	
	241人～ 280人		生徒数÷16.4	
	281人～ 400人		生徒数÷17.1	
	401人～ 520人		生徒数÷17.7	
	521人～ 640人		生徒数÷18.2	
	641人～ 760人		生徒数÷18.9	
	761人～ 880人		生徒数÷19.5	
	881人～1000人		生徒数÷20	
	1001人～1120人		生徒数÷20.5	
	1121人以上		生徒数÷21	
2	習熟度別 指導・少人数 指導	321人～ 560人	課程数×1	
		561人～ 680人	課程数×2	
		681人～1040人	課程数×3	
		1041人～1160人	課程数×4	
		1161人以上	課程数×5	
3	生徒指導担当	681人～1040人	課程数×1	
		1041人以上	課程数×2	
4	農 業 水 産	200人以下	学科数×1	
		201人以上	学科数×1+2	
	工 業	200人以下	学科数×2+1	
		201人～ 920人	学科数×2+2	
		921人以上	学科数×2+3	
5	商 業 家 庭	41人～ 200人	課程数×1	
		201人～ 320人	課程数×3	
		321人～ 680人	課程数×4	
		681人～1160人	課程数×5	
		1161人以上	課程数×6	
6	寄宿生が51人以上の寄宿生を置く学校		学校数×1	

定 時 制

	生徒収容定員	算 定 基 準	計
1	40人以下	生徒数÷8	
	41人～80人	生徒数÷11.4	
	81人～120人	生徒数÷15	
	121人～240人	生徒数÷18.5	
	241人～280人	生徒数÷19.3	
	281人～440人	生徒数÷20.7	

1	441人～ 600人		生徒数÷22.2	
	601人～ 760人		生徒数÷23.5	
	761人～ 920人		生徒数÷24.7	
	921人～1080人		生徒数÷25.8	
	1081人以上		生徒数÷26.7	
2	少人数指導	441人～ 920人	課程数×1	
		921人以上	課程数×2	
3	生徒指導担当	441人以上	課程数×1	
4	農業 水産	280人以下	学科数×1	
		281人以上	学科数×1+1	
	工業	280人以下	学科数×2	
		281人以上	学科数×2+1	
5	商業家庭	121人～ 200人	課程数×1	
		201人～ 280人	課程数×2	
		281人～ 440人	課程数×3	
		441人～1080人	課程数×4	
		1081人以上	課程数×5	
6	寄宿生が51人以上の寄宿舎を置く学校		学校数×1	

通 信 制

	生 徒 数		算 定 基 準	計
1		1人～ 600人	生徒数÷46.2	
		601人～1200人	生徒数÷66.7	
		1201人以上	生徒数÷100	
5	通信制 大規模校 加配	2401人～3000人	課程数×1	
		3001人～3600人	課程数×2	
		3601人以上	課程数×3	
6	生徒指導担当	1人以上	課程数×1	

② 定数法施行令に基づく加算(政令加算)(施行令第3条)

全 日 制

	生 徒 数		算 定 基 準	計
1	農業・水産・工業 321人以上		学科数×1 $\frac{\text{生徒数}-321}{120}$	
2	農 業	農業経営者の育成を目的とし、当該学科の生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	課程数×2+寄宿舎数×1 +2年以上の宿泊教育を行う 課程数	
4	商 業	情報処理に係る学科	課程数×2	
	情 報	40人以下	課程数×2	
		41人～200人	課程数×3	
		201人～320人	課程数×5	
		321人～680人	課程数×6	
		681人～1160人	課程数×7	
		1161人以上	課程数×8	
	美術・音楽・体育に関する学科		$\frac{\text{生徒収容定員}}{40} \times \frac{2}{3}$	
	理 数 外 国 語 国 際 関 係	321人以上	課程数×2+ $\frac{\text{生徒数}-201}{120}$	
	衛 生 看 護	320人以下	課程数×4	
		321人～440人	課程数×9	
		441人以上	課程数×11	
	福 祉	41人～200人	課程数×1	
		201人～320人	課程数×3	
		321人～680人	課程数×4	
		681人～1160人	課程数×5	
		1161人以上	課程数×6	
	総 合 学 科		生徒収容定員を考慮して文部科学大臣が定める数	

定 時 制

	生 徒 数		算 定 基 準	計
1	農業・水産・工業 321人以上		学科数×1 $\frac{\text{生徒数}-321}{120}$	
2	農 業	農業経営者の育成を目的とし、当該学科の生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	課程数×2+寄宿舎数×1 +2年以上の宿泊教育を行う 課程数	
3	商 業	情報処理に係る学科	課程数×2	
	情 報	120人以下	課程数×2	
		121人～ 280人	課程数×4	
		281人～ 440人	課程数×5	
		441人～1080人	課程数×6	
		1081人以上	課程数×7	
	美術・音楽・体育に関する学科		$\frac{\text{生徒収容定員}}{40} \times \frac{2}{3}$	
	理 数 外 国 語 国 際 関 係	321人以上	課程数×2+ $\frac{\text{生徒数}-201}{120}$	
	衛 生 看 護	320人以下	課程数×4	
		321人～ 440人	課程数×9	
		441人以上	課程数×11	
	福 祉	121人～ 200人	課程数×1	
		201人～ 280人	課程数×2	
		281人～ 440人	課程数×3	
		441人～1080人	課程数×4	
		1081人以上	課程数×5	
	総 合 学 科		生徒収容定員を考慮して文部科学大臣が定める数	

(3) 養護教諭・養護助教諭(全日制課程・定時制課程)

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第10条)

	生 徒 数		算 定 基 準	計
1	全日制本校	81人～800人	課程数×1	
	定時制	121人～800人		
2	全日制本校	801人以上	課程数×2	
	定時制	〃		

(4) 実習教諭等(全日制課程・定時制課程)

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第11条)

	生徒数		算定基準	計
1	201人～960人		課程数×1	
	961人以上		課程数×2	
2	農水産業	680人以下	学科数×2	
		681人以上	学科数×2+1	
	工業	680人以下	学科数×2+1	
		681人以上	学科数×2+2	
	商家業庭	561人以上	課程数×1	

② 定数法施行令に基づく加算(政令加算)(施行令第3条)

	生徒数		算定基準	計	
1	農業・水産・工業 321人以上		学科数+ $\frac{\text{生徒数}-201}{120}$		
2	農業	飼育施設 532.230㎡～691.899㎡の施設	施設数×1		
		691.899㎡を超える施設	施設数×2		
		温室 829.750㎡～1078.675㎡の施設	施設数×1		
		1078.675㎡を超える施設	施設数×2		
		農業経営者の育成を目的とし、 当該学科の生徒に対し半年以上の 宿泊を伴う教育を行う場合	課程数×3		
	工業	実習施設 1642.980㎡～2135.874㎡の施設	施設数×1		
		2135.874㎡を超える施設	施設数×2		
	水産	総トン数150トンを超える船舶	船舶数×2		
	商業	情報処理	80人以下	課程数×1	
			81人以上	課程数×2	
情報		80人以下	課程数×1		
		81人～560人	課程数×2		
		561人以上	課程数×3		
		320人以下	課程数×2		
理数		321人以上	課程数×2+ $\frac{\text{生徒数}-201}{120}$ 1未満の端数は切り捨て		
		衛生看護	320人以下	課程数×2	
321人～440人			課程数×3		
441人以上			課程数×4		
福祉		121人～200人	課程数×1		
		201人～280人	課程数×2		
		281人～440人	課程数×3		
		441人～1080人	課程数×4		
		1081人以上	課程数×5		
総合学科		生徒収容定員を考慮して文部科学大臣が定める数			

(5) 事務職員

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第12条)

	生徒数		算定基準	計
1	全日制課程		課程数×1+ $\frac{\text{生徒収容定員}-200}{360}$	
2	・	生徒収容定員が441人以上	課程数×1	
3	定時制課程	農業・水産・工業で学科の収容定員が201人以上のもの	課程数×1	
4	通信制課程		生徒数÷400	

3. 特別支援学校高等部の定数算定

(1) 校長・教頭

校長	教頭
学校数×1	高等部のみを置く場合 6 学級以上 課程数×1 複数配置基準 小・中・高等部あわせて27学級以上 (小中学部のみは除く)

(2) 教諭(教頭・主幹教諭・教諭・助教諭・講師)

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第17条)

	生徒収容定員		算定基準	計
1	障害児学校高等部		学級数×2	
2	生徒指導担当	高等部 6～17 学級	高等部数×1	
		高等部 18 学級以上	高等部数×2	
3	専門教育を主とする学科	普通科と専門学科を置く高等部	専門学科数×2+高等部数×2	
		普通科のみを置く高等部	高等部数×2+1	
		専門学科のみを置く高等部	専門学科数×2+高等部数×1	
4	自立活動担当教員	もう学校・ろう学校	学校数×1+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	1 未 満 端 数 切 上 げ
		特別支援学校(知的障害者)	学校数×1+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	
		〃 (肢体不自由者)	学校数×3+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	
		〃 (病弱者)	学校数×1+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	